

令和 6 年度

桜井市水道事業 水質検査計画

桜井市上下水道部

目次

	頁
はじめに	2
1. 水質検査の基本方針	3
1) 検査対象	
2) 検査項目	
3) 検査頻度	
2. 水道事業の概要	3、4
1) 水道事業の概要	
2) 浄水施設の概要	
3) 県水受水施設の概要	
3. 水道の原水及び浄水の状況	5
1) 原水の状況	
2) 浄水の状況	
4. 水質検査項目、対象及び頻度	5、6、7
1) 水質検査項目	
2) 検査対象及び頻度	
5. 臨時の水質検査	7
6. 水質検査体制	7
7. 水質検査結果の評価と対応	7
8. 水質検査結果の公表	8
9. 水質検査の精度	8
10. 水質検査計画の見直し	8
11. 関係機関との連携	8
別表 1～4 今年度における水質検査回数	
別添 1～16 水質基準項目各年度最大値（平成30年度～令和4年度）	
別添 17 水質検査採水地点	

はじめに

桜井市では、市営の外山浄水場で浄水処理した水（自己水）を恩ヶ芝配水池に送水し、奈良県営水道の桜井浄水場と御所浄水場で浄水処理された水（県水）を恩ヶ芝配水池、外鎌山配水池、高家配水池、吉隠配水池及び初瀬調整池で直接受水し、市民の皆様にお届けいたします。

これらの水道により供給される水は、水道水質基準に適合していて安全でなければなりません。そのため、水道法第 20 条で水質検査の実施が義務づけられています。また、水道法施行規則では毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定することが水道事業者にも義務づけられており、当該事業者の特性を勘案の上、いつ、どこで、何を検査するかについて、取り決めることとされています。桜井市でも、市民の皆様にお届けしている水が、適切に浄水処理され、水道法で定められた水道水質基準に適合し、安全であることを確認しています。その品質を保証するため、適切な水質検査計画の策定及び水質検査を実施いたします。

本書は、令和 6 年度に実施する桜井市内の水道水の水質検査について、検査対象、検査項目及び検査頻度等を、市民の皆様にお示しするものです。

1. 水質検査の基本方針

- 1) 水質検査は、水道水質基準への適合が必要な給水栓（市内各地）に加えて、浄水場出口の給水栓及び原水について行います。
- 2) 水質検査は、水道法で検査が義務づけられている項目（毎日検査項目、水質基準項目）と**水質管理上必要と判断した項目**について行います。
- 3) 水質検査頻度は、水道法で義務づけられている頻度と、過去に行った検査で得られた結果を考慮して定めます。

2. 水道事業の概要

1) 水道事業の概要

区 分	内 容
給 水 区 域	桜井市大字桜井、谷、河西、浅古、上之宮、下、栗殿、川合、戒重、外山、赤尾、忍阪、生田、高田、阿部、橋本、池之内、大福、西之宮、東新堂、新屋敷、吉備、慈恩寺、脇本、黒崎、上之庄、三輪、金屋、芝、箸中、茅原、豊田、巻野内、穴師、辻、草川、太田、大豆越、大西、初瀬、出雲、大泉、江包、豊前、東田、山田、吉隠、倉橋、高家、今井谷、横柿、北音羽、下り尾、白河、狛、岩坂、竜谷、栗原、下居、南音羽、百市、笠、小夫、朝倉台西1～8丁目、朝倉台東1～7丁目、安倍木材団地1～2丁目
給水区域内人口 (A)	54,895 人
給 水 人 口 (B)	54,479 人
給 水 戸 数	25,077 戸
普及率 (B/A×100)	99.24 %
日 最 大 配 水 量	18,780 m ³
日 平 均 配 水 量	16,395 m ³
年 間 総 給 水 量	5,410,145 m ³

「令和4年度 桜井市水道事業会計決算書」より抜粋（給水区域以外）

2) 浄水施設の概要

浄水場名	外山浄水場
所在地	外山51
水源	溜池・河川・浅井戸・深井戸
施設能力	14,500 m ³ /日
配水池貯水能力 [※]	10,300 m ³ (恩ヶ芝配水池)
主な給水域	市内西部及び北部方面
浄水処理	薬品沈殿、急速ろ過、塩素消毒、活性炭ろ過、 エアレーション、アルカリ処理

※配水池からは、自然流下で配水しています。

3) 県水受水施設の概要

受水地点	受水方法	貯水能力
初瀬調整池	県営水道桜井浄水場から直接受水	1,000 m ³
白河配水池	初瀬調整池から加圧ポンプにて受水	64 m ³
狛・岩坂配水池	初瀬調整池から加圧ポンプにて受水	81 m ³
笠配水池	初瀬調整池から加圧ポンプにて受水	128 m ³
小夫配水池	笠配水池から受水	112 m ³
吉隠配水池	県営水道桜井浄水場から直接受水	60 m ³
外鎌山配水池	県営水道桜井浄水場から直接受水	5,000 m ³
倉橋配水池	外鎌山配水池から加圧ポンプにより受水	99 m ³
下り尾配水池	倉橋配水池から加圧ポンプにより受水	45 m ³
栗原配水池	倉橋配水池から加圧ポンプにより受水	81 m ³
音羽第1配水池	倉橋配水池から加圧ポンプにより受水	50 m ³
音羽第2配水池	音羽第1配水池から加圧ポンプにより受水	40 m ³
高家配水池	県営水道桜井浄水場と御所浄水場から直接受水	3,500 m ³
上高家配水池	高家配水池から加圧ポンプにより受水	110 m ³
日最大受水量	12,500 m ³ /日	

各配水池からは、一部の地域を除き自然流下で配水しています。

3. 水道の原水及び浄水の状況

1) 原水の状況

令和 6 年度の原水は、倉橋溜池（5 月から 9 月末）、市内 1 号～6 号の井戸を原水として取水しています。また、令和 4 年度より、旧初瀬浄水場の水利権を外山浄水場に移し、今井川（大和川水系大和川）を原水として取水しています。

原水の汚染要因：降雨等による高濁水発生、藻類発生

水質管理上注意すべき項目：濁度、臭気物質、非イオン界面活性剤、アンモニア態窒素、クリプトスポリジウム及びジアルジア

原水の汚染要因を踏まえた上で、浄水場で適正な浄水処理を行っています。

2) 浄水の状況（別添・別表参照）

本市の浄水（水道水）では、これまで（過去 5 年間）の検査の結果、**基準値を超過した項目はありません**でした。また、6 月から 11 月まで活性炭ろ過処理を行い、夏季の水温上昇に伴い濃度の上昇が見込まれるトリハロメタン（水質基準項目では、23. クロロホルム、25. ジブromokロロメタン、29. ブロモジクロロメタン及び 30. ブロモホルムの合計を指します。）等の消毒副生成物の低減化を図っています。

塩素酸について、夏場（7 月～11 月）の気温上昇、時間経過による消毒剤中の濃度上昇の可能性があるため、自己水源を利用する恩ヶ芝配水池系管末給水栓については、追加の検査を実施し、水道法で定められた回数以上の検査を行います。

また、白河配水池系管末給水栓および狛・岩坂配水池系管末給水栓については、同系統の管末のため、隔年で水質検査を交代で実施し、今年度は白河配水池系管末給水栓について水質検査を実施し、狛・岩坂配水池系管末給水栓については、白河配水池系管末給水栓の水質検査により、水質の監視を行います。

倉橋配水池系管末給水栓については、引き続き、毎日検査及び同系統の配水池系管末給水栓の水質検査により、水質の監視を行います。

令和 6 年度も、これらの水質検査結果を基に活性炭ろ過機及び水道用消毒剤の使用期間を適切に管理し、より良い水道水を提供していきたいと考えています。

4. 水質検査項目、対象及び頻度（別表参照）

1) 水質検査項目

水道事業者は、水道法第 20 条により定期及び臨時の水質検査を行わなければならないと定められています。桜井市では、法令で検査が義務づけられている毎日検査項目（3 項目）、水質基準項目（51 項目）に加えて、桜井市が独自に行う水質検査項目として水質管理目標設定項目（26 項目）、その他の項目について検査を行います。

毎日検査項目（3 項目）は、色、濁り及び消毒の残留効果を、1 日 1 回以上各給水栓にて採

水を行い、検査を行う項目です。

水質基準項目（51 項目）は、法令でその基準に適合した水を給水することが義務づけられている項目で、定められた場所にて採水を行い、検査を行います。

水質管理目標設定項目（26 項目）は、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期するために、浄水場の原水と浄水について検査を行う項目です。

その他の項目は、水質基準項目や水質管理目標設定項目以外で、一般に関心の高い項目である病原性生物（クリプトスポリジウム等）及び浄水処理工程や浄水の水質検査結果に影響を及ぼすと考えられる項目について、桜井市が独自に選定し検査を行う項目です。

2) 検査対象及び頻度

(1) 毎日検査項目（別表 1）

水道法に基づいて行う毎日検査は、市内管末給水栓 15 か所と連続自動測定器 2 か所の合計 17 か所（すべて浄水）について、1 日 1 回行います。なお、色と濁りの項目については、水質基準を適用することとします。

(2) 水質基準項目（別表 2-1,2-2）

水質基準項目の検査は、市内管末給水栓 13 か所（浄水）、浄水場内出口給水栓（浄水）及び浄水場内取水栓等（原水）について行います。

ア 市内給水栓（浄水）

水道法施行規則で、原則給水栓は水質検査の採水場所として定められています。過去の検査結果により省略できる項目もありますが、桜井市では全ての項目（51 項目）を年に 1 回、省略できない項目、過去の検査結果で検査頻度が決定される項目及び管理上検査が必要だと考える項目を概ね 3 か月または 1 か月に 1 回の頻度で検査を行います。

イ 浄水場内出口給水栓（浄水）

水道水の安全性の観点から、水質の確認と市内管末給水栓との比較を行うため、市内管末給水栓に準じた頻度で検査を行います。

ウ 浄水場内取水栓等（原水）

原水の水質は、浄水場での処理工程に与える影響が大きいため、年 1 回原水全項目（39 項目）を行い、1 か月に 1 回の頻度で 8 項目の検査を行います。

(3) 水質管理目標設定項目（別表 3）

外山浄水場原水と恩ヶ芝配水池系管末給水栓（浄水）を対象とし、各々項目を選定し適切な頻度で検査を行います。

(4) その他の項目（別表 4）

原水を対象とし、クリプトスポリジウム、ジアルジア等については 3 か月に 1 回、富栄養化の指標となる項目については 1 か月に 1 回、倉橋溜池表層・取水口、今井川取水口で行いま

す。ただし、原水を利用している期間のみ検査を行います。

5. 臨時の水質検査

水源から給水栓までの間で、次の状況になった場合には、水道法に基づく臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) 浄水施設等の新設、大規模な改修工事後の通水開始前。
- (7) その他特に必要があると認められるとき。

6. 水質検査体制

1日1回行う市内管末給水栓での毎日検査は、民間委託業者により行います。水質基準項目、水質管理目標設定項目及びその他の項目の検査については、奈良県下38市町村の一部事務組合である奈良広域水質検査センター組合及び環境省の登録を受けた民間検査機関に委託し行います。

7. 水質検査結果の評価と対応

水質検査結果の評価は検査毎に行い、市内給水栓について検査結果が基準値を超えている場合は、直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保するため、必要な対策を講じます。

○ 評価方法

健康に関する項目・・・ 一般細菌、大腸菌、カドミウム、シアン、水銀、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素については、検査毎に検査結果を基準値と照らし合わせ、基準値超過が明らかになった場合は、即時に水質異常時として扱う。その他の項目については、基準値超過が継続すると見込まれる場合には水質異常時として扱う。

性状に関する項目・・・ 検査毎に検査結果を基準値と照らし合わせ、基準値超過が明らかになった場合は、水質異常時として扱う。

○ 対応方針（水質異常時の対応）

健康に関する項目・・・ 取水及び給水の緊急停止措置を講じ、且つその旨を関係者に周知させる。
性状に関する項目・・・ 直ちに原因究明を行い、必要に応じて低減化対策を講じ、基準を満たす水を確保する。

8. 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は上下水道部の HP (<http://www.city.sakurai.lg.jp/sosiki/jyougesuidoubu/suidoushisetuka/suisitu/index.html>) 上及び上水道課浄水施設係内での閲覧により公表します。

9. 水質検査の精度

桜井市では、水質検査委託先の測定値の信頼性を確認するため、環境省や奈良県水道水質精度管理連絡会で行う外部精度管理及び内部精度管理の結果の確認を行い、水質検査結果の信頼性の保証に努めます。

10. 水質検査計画の見直し

本計画と実際の検査に開きが生じた場合、随時計画の見直しを行います。また、法律の改正等により変更の必要性が生じた場合にも、見直しを行うものとします。

11. 関係機関との連携

水質汚染事故や水道水が原因で水質事故が発生した場合には、国土交通省及び環境省、奈良県水資源政策課、中和保健所、奈良広域水質検査センター組合及び近隣市町村などの関係機関と情報交換するとともに、連携して迅速に対策を講じます。

この水質検査計画についてのご意見やご質問は、下記までお問い合わせください。
(平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)



〒633-0007 奈良県桜井市大字外山 51 番地

桜井市上下水道部 上水道課 浄水施設係

TEL : (0744) 46-0624

FAX : (0744) 46-0722

E-mail : wt-shisetsu@city.sakurai.lg.jp

HP : <http://www.city.sakurai.lg.jp/sosiki/jyougesuidoubu/index.html>

今年度における水質検査回数(頻度)

(別表1) 1日1回行う水質検査 (毎日検査)

検査箇所	検査頻度	検査項目及び基準値		
		色度	濁度	消毒の残留効果
外山浄水場内給水栓	1日1回以上	5度以下	2度以下	0.1mg/L以上
愚ヶ芝配水池系管末給水栓(2カ所)	1日1回以上	5度以下	2度以下	0.1mg/L以上
初瀬調整池系管末給水栓	1日1回以上	5度以下	2度以下	0.1mg/L以上
白河配水池系管末給水栓	1日1回以上	5度以下	2度以下	0.1mg/L以上
畑・岩坂配水池系管末給水栓	1日1回以上	5度以下	2度以下	0.1mg/L以上
高家配水池系管末給水栓	1日1回以上	5度以下	2度以下	0.1mg/L以上
菅隠配水池系管末給水栓	1日1回以上	5度以下	2度以下	0.1mg/L以上
菅橋配水池系管末給水栓	1日1回以上	5度以下	2度以下	0.1mg/L以上
下り尾配水池系管末給水栓	1日1回以上	5度以下	2度以下	0.1mg/L以上
栗原配水池系管末給水栓	1日1回以上	5度以下	2度以下	0.1mg/L以上
上高家配水池内給水栓	1日1回以上	5度以下	2度以下	0.1mg/L以上
上高家配水池系管末給水栓	1日1回以上	5度以下	2度以下	0.1mg/L以上
菅羽第1配水池系管末給水栓	1日1回以上	5度以下	2度以下	0.1mg/L以上
菅羽第2配水池系管末給水栓	1日1回以上	5度以下	2度以下	0.1mg/L以上
菅配水池系管末給水栓	1日1回以上	5度以下	2度以下	0.1mg/L以上
小夫配水池系管末給水栓	1日1回以上	5度以下	2度以下	0.1mg/L以上

浄水

(別表2-1) 水質基準項目

No.	水質基準項目	基準値	検査箇所及び検査頻度(回/年)											
			外山浄水場場内 原水取水口 (倉橋溜池)	外山浄水場場内 原水取水口 (今井川)	外山浄水場場内 原水取水栓 (栗原総合原水)	外山浄水場場内 原水取水場 (1号井戸～6号井戸)	外山 浄水場内 給水栓	愚ヶ芝 配水池系 管末給水栓	初瀬 調整池系 管末給水栓	畑・岩坂 配水池系 管末給水栓	菅 配水池系 管末給水栓	小夫 配水池系 管末給水栓		
1	一般細菌	100集落/mL以下	5	12	12	1	4	12	12	12	12	12	12	12
2	大腸菌	検出されないこと	5	12	12	4	4	12	12	12	12	12	12	12
3	鉛及びその化合物	0.003 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
10	シアン化合物(イオン及び塩化シアン)	0.01 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	4	4	4	4	4	4
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
13	砒素及びその化合物	1.0 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
14	四塩化鉛	0.002 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
15	1,4-ジオキサベンゼン	0.05 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
16	1,4-ジオキサベンゼン及び 1,2,3,4-テトラヒドロキノリン	0.04 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
17	シクロロタン	0.02 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	—	—	—	—	7	7	4	4	4	4	4	4
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4
24	シクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4
25	ジクロロメタン	0.1 mg/L以下	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4
27	トリクロロメタン	0.1 mg/L以下	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4
29	プロモシクロメタン	0.03 mg/L以下	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
37	マンガ及びその化合物	0.05 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	5	12	12	1	4	4	4	4	4	4	4	4
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	4	4	4	4	4	4
40	亜鉛残留物	500 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	4	4	4	4	4	4
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
42	フェノール	0.0001 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	4	4	4	4	4	4
43	2-メチルホルムアル	0.0001 mg/L以下	1	2	1	1	7	4	4	4	4	4	4	4
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	1	2	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	5	12	12	1	4	12	12	12	12	12	12	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	5	12	12	1	4	12	12	12	12	12	12	12
48	味	異常でないこと	—	—	—	—	4	12	12	12	12	12	12	12
49	臭気	異常でないこと	5	12	12	1	4	12	12	12	12	12	12	12
50	色度	5度以下	5	12	12	1	4	12	12	12	12	12	12	12
51	濁度	2度以下	5	12	12	1	4	12	12	12	12	12	12	12

※外山浄水場原水(1号井戸～6号井戸)は、各井戸に対し記載された回数の水質検査を行います。

原水 浄水

法令により1か月に1回以上の検査が義務づけられている項目です。(原水を除く)
法令により3か月に1回以上の検査が義務づけられている項目です。(原水を除く)
法令により1か月に1回以上の検査が義務づけられている項目ですが、過去3年間の検査結果から1年に1回以上及び3年に1回以上に検査頻度を省略できる項目です。(原水を除く)
法令により3か月に1回以上の検査が義務づけられている項目ですが、過去3年間の検査結果から1年に1回以上及び3年に1回以上に検査頻度を省略できる項目です。(原水を除く)

今年度における水質検査回数(頻度)

(別表2-2) 水質基準項目

No.	水質基準項目	基準値	検査箇所及び検査頻度(回/年)						
			外線山 配水池系 管末給水栓	高家 配水池系 管末給水栓	市街 配水池系 管末給水栓	下り尾 配水池系 管末給水栓	栗原 配水池系 管末給水栓	上高家 配水池系 管末給水栓	音羽第2 配水池系 管末給水栓
1	一般細菌	100集落/ml以下	12	12	12	12	12	12	12
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12	12	12	12
3	鉛及びその化合物	0.003 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
6	銅及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
10	シアン化合物及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
13	砒素及びその化合物	1.0 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
16	シス-1,2-クロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
17	シクロロタン	0.02 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
18	テトラクロロエチン	0.01 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
19	トリクロロエチン	0.01 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4
27	トリクロロメタン	0.1 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	12	12	12	12	12	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
42	ジエオキシ	0.00001 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	12	12	12	12	12	12	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	12	12	12	12	12	12	12
48	味	異常でないこと	12	12	12	12	12	12	12
49	臭気	異常でないこと	12	12	12	12	12	12	12
50	色度	5 度以下	12	12	12	12	12	12	12
51	濁度	2 度以下	12	12	12	12	12	12	12

浄水

法令により、1か月に1回以上の検査が義務づけられている項目です。
法令により、3か月に1回以上の検査が義務づけられている項目です。
法令により、1か月に1回以上の検査が義務づけられている項目ですが、シス1,2-ジクロロエチン(毒物)の発生が少なく検査を行う必要がないことが明らかになった場合は検査を省略します。
法令により、3か月に1回以上の検査が義務づけられている項目ですが、過去3年間の検査結果から1年に1回以上及び3年に1回以上に検査頻度を省略できる項目です。

今年度における水質検査回数(頻度)

(別表3) 水質管理目標設定項目

No.	水質管理目標設定項目	目標値	検査箇所及び検査頻度(回/年)			
			外山浄水場場内 原水取水口 (倉橋溜池)	外山浄水場場内 原水取水口 (今井川)	外山浄水場 原水取水栓 (脱炭酸総合原水)	思ふ芝 配水池系 暫未給水栓
1	アミン及びその化合物	0.02mg/L以下	1	1	1	2
2	ケン及びその化合物	◎ 0.002mg/L以下	1	1	1	2
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	1	1	1	2
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	1	1	1	2
8	トルエン	0.4 mg/L以下	1	1	1	2
9	アトランジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	1	1	1	2
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	—	—	—	2
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	—	—	—	2
13	シクロアセトニトリル	◎ 0.01mg/L以下	—	—	—	2
14	取水コウロ	◎ 0.02mg/L以下	—	—	—	2
15	農薬類(106/119項目)	検出値と目標値の比の和として、1以下	1	1	1	—
16	残留塩素	1mg/L以下	—	—	—	2
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	1	1	1	2
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	1	1	1	2
19	遊離炭酸	20mg/L以下	1	1	1	2
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	1	1	1	2
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	1	1	1	2
22	有機物等(過マンガン酸が消費量)	3mg/L以下	1	1	1	2
23	臭気強度(TON)	3以下	1	1	1	2
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	1	1	1	2
25	濁度	1度以下	1	1	1	2
26	pH値	7.5程度	1	1	1	2
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1	1	1	2
28	従属栄養細菌	◎ 2000集落/mL以下	1	1	1	2
29	1,1-ジクロロエチン	0.1mg/L以下	1	1	1	2
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	1	1	1	2
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	◎ ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)の量の和として、0.00005mg/L以下	1	1	1	2

注) 目標値に◎があるのは、暫定目標値です。
欠番:No.4,No.6,No.7,No.11

原水 浄水

(別表4) その他の項目

No.	水質項目	検査箇所及び検査頻度(回/年)				
		外山浄水場場内 原水取水口(倉橋溜池) (倉橋溜池取水口も含む)	倉橋溜池表層	外山浄水場場内 原水取水口 (今井川原水取水口)	外山浄水場場内 原水取水栓 (脱炭酸総合原水)	外山浄水場場内 原水取水場 (1号井戸～6号井戸)
1	カプトシジウム、シアリシ	2	-	4	4	-
2	嫌気性芽胞菌	2	-	4	4	4
3	化学的酸素要求量(COD Mn)	5	5	12	-	-
4	全窒素(T-N)	5	5	12	-	-
5	全リン(T-P)	5	5	12	-	-

※外山浄水場原水(1号井戸～6号井戸)は、各井戸に対し記載された回数の水質検査を行います。

原水

水質基準項目各年度最大値(過去5年間)

別添1

外山浄水場内給水栓			基準値	単位	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
1	一般細菌	100	集落/ml	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出しない		検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l	0.92	0.97	0.94	1.70	1.89	
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l	0.09	0.09	0.09	0.08	0.10	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	mg/l	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02	
14	四塩化炭素	0.002	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
17	ジクロロメタン	0.02	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
20	ベンゼン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
21	塩素酸	0.6	mg/l	0.30	0.27	0.32	0.58	0.60	
22	クロロ酢酸	0.02	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
23	クロロホルム	0.06	mg/l	0.015	0.013	0.015	0.014	0.014	
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.005	0.006	0.005	0.005	0.004	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l	0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	
26	臭素酸	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
27	総トリハロメタン	0.1	mg/l	0.018	0.016	0.018	0.016	0.017	
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.004	0.007	0.005	0.005	<0.003	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/l	0.004	0.003	0.003	0.002	0.003	
30	ブromoホルム	0.09	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/l	<0.008	<0.008	<0.008	<0.001	<0.001	
32	亜鉛及びその化合物	1.0	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l	0.03	0.03	0.04	0.02	0.03	
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
35	銅及びその化合物	1.0	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l	10	10	10	9	9	
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
38	塩化物イオン	200	mg/l	12	11	11	10	11	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l	81	79	80	80	83	
40	蒸発残留物	500	mg/l	130	128	135	136	146	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
42	ジェオスミン	0.00001	mg/l	<0.000001	0.000002	0.000002	0.000002	0.000002	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l	0.000004	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	0.007	<0.005	<0.005	
45	フェノール類	0.005	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/l	0.8	0.9	0.8	0.6	0.9	
47	pH値	5.8以上8.6以下		7.4	7.5	7.8	7.7	7.5	
48	味	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
49	臭気	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
50	色度	5	度	<0.5	<0.5	<0.5	<1.0	<1.0	
51	濁度	2	度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	

* 基準値は令和6年3月現在のものです。

平成26年度に9.亜硝酸態窒素が水質基準項目に追加されました。

令和2年度に8.六価クロム化合物の基準値が0.05mg/lから0.02mg/lへ変更されました。

	基準値の20%超過、基準値以下
	基準値の10%超過、20%以下
	基準値の10%以下

水質基準項目各年度最大値(過去5年間)

別添2

恩ヶ芝配水池系管末給水栓		基準値	単位	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
1	一般細菌	100	集落/ml	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出しない		検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l	0.88	0.80	0.91	1.17	1.04
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10
13	ホウ素及びその化合物	1.0	mg/l	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01
14	四塩化炭素	0.002	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
17	ジクロロメタン	0.02	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6	mg/l	0.27	0.27	0.19	0.29	0.25
22	クロロ酢酸	0.02	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06	mg/l	0.022	0.019	0.024	0.021	0.021
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.004	0.006	0.008	0.003	<0.003
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
26	臭素酸	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1	mg/l	0.030	0.028	0.032	0.027	0.029
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.007	0.011	0.008	0.008	0.007
29	プロモジクロロメタン	0.03	mg/l	0.007	0.007	0.006	0.005	0.006
30	プロモホルム	0.09	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/l	<0.008	<0.008	<0.008	<0.001	<0.001
32	亜鉛及びその化合物	1.0	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l	0.03	0.04	0.04	0.03	0.05
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
35	銅及びその化合物	1.0	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l	10	11	9	9	9
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	200	mg/l	13	14	12	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l	80	81	78	71	75
40	蒸発残留物	500	mg/l	126	128	145	127	144
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオスミン	0.00001	mg/l	<0.000001	0.000002	0.000002	0.000001	0.000002
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l	0.000005	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	0.005	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/l	0.8	0.9	0.9	0.9	1.0
47	pH値	5.8以上8.6以下		7.5	7.7	7.9	7.7	7.6
48	味	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5	度	<0.5	<0.5	<0.5	<1.0	<1.0
51	濁度	2	度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

* 基準値は令和6年3月現在のものです。

平成26年度に9.亜硝酸態窒素が水質基準項目に追加されました。

令和2年度に8.六価クロム化合物の基準値が0.05mg/lから0.02mg/lへ変更されました。

	基準値の20%超過、基準値以下
	基準値の10%超過、20%以下
	基準値の10%以下

水質基準項目各年度最大値(過去5年間)

別添3

初瀬調整池系管末給水栓			基準値	単位	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
1	一般細菌	100	集落/ml	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出しない		検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l	0.53	0.65	0.47	0.64	0.57	
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l	0.09	0.09	0.07	0.07	0.09	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	mg/l	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02	
14	四塩化炭素	0.002	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
17	ジクロロメタン	0.02	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
20	ベンゼン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
21	塩素酸	0.6	mg/l	0.09	0.07	0.11	0.08	0.06	
22	クロロ酢酸	0.02	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
23	クロロホルム	0.06	mg/l	0.023	0.016	0.019	0.014	0.022	
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.008	0.007	0.009	0.005	0.006	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	
26	臭素酸	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
27	総トリハロメタン	0.1	mg/l	0.033	0.024	0.026	0.018	0.028	
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.011	0.010	0.011	0.010	0.013	
29	プロモジクロロメタン	0.03	mg/l	0.008	0.006	0.006	0.004	0.006	
30	プロモホルム	0.09	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/l	<0.008	<0.008	<0.008	<0.001	<0.001	
32	亜鉛及びその化合物	1.0	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
35	銅及びその化合物	1.0	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.007	
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l	9	9	7	8	9	
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
38	塩化物イオン	200	mg/l	13	15	13	13	13	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l	52	54	38	46	51	
40	蒸発残留物	500	mg/l	110	103	109	104	102	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
42	ジェオスミン	0.00001	mg/l	0.000010	0.000001	0.000003	0.000003	0.000001	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000001	
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
45	フェノール類	0.005	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/l	1.0	1.1	1.1	0.9	1.1	
47	pH値	5.8以上8.6以下		7.3	7.4	7.6	7.4	7.5	
48	味	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
49	臭気	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
50	色度	5 度		1	<0.5	<0.5	<1.0	<1.0	
51	濁度	2 度		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	

* 基準値は令和6年3月現在のものです。

平成26年度から平成28年度の値は、「初瀬配水池系管末給水栓」として検査した結果です。

平成29年度の値は、「初瀬配水池系管末給水栓」及び「初瀬調整池系管末給水栓」として検査した結果です。

令和2年度に8.六価クロム化合物の基準値が0.05mg/lから0.02mg/lへ変更されました。

平成26年度に9.亜硝酸態窒素が水質基準項目に追加されました。

	基準値の20%超過、基準値以下
	基準値の10%超過、20%以下
	基準値の10%以下

水質基準項目各年度最大値(過去5年間)

別添4

白河配水池系管末給水栓			基準値	単位	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
1	一般細菌	100	集落/ml		0			0	0
2	大腸菌	検出しない			検出しない			検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l		<0.0003			<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l		<0.00005			<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l		<0.001			<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l		<0.001			<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l		<0.001			<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.02	mg/l		<0.005			<0.005	<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l		<0.004			<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l		<0.001			<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l		0.66			0.66	0.57
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l		0.09			0.07	0.08
13	ホウ素及びその化合物	1.0	mg/l		0.02			0.01	0.02
14	四塩化炭素	0.002	mg/l		<0.0002			<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/l		<0.005			<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l		<0.002			<0.002	<0.002
17	ジクロロメタン	0.02	mg/l		<0.001			<0.001	<0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l		<0.001			<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l		<0.001			<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01	mg/l		<0.001			<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6	mg/l		0.07			0.09	0.06
22	クロロ酢酸	0.02	mg/l		<0.002			<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06	mg/l		0.022			0.023	0.028
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/l		0.007			0.005	<0.003
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l		0.002			0.002	0.001
26	臭素酸	0.01	mg/l		<0.001			<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1	mg/l		0.031			0.028	0.035
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/l		0.013			0.013	0.014
29	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/l		0.007			0.006	0.007
30	ブロモホルム	0.09	mg/l		<0.001			<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/l		<0.008			<0.008	<0.001
32	亜鉛及びその化合物	1.0	mg/l		0.008			0.021	0.013
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l		0.02			0.02	0.02
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l		<0.005			0.01	0.01
35	銅及びその化合物	1.0	mg/l		0.007			0.016	0.017
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l		9.2			7.6	8.8
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l		<0.001			<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	200	mg/l		16			14	13
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l		53			46	50
40	蒸発残留物	500	mg/l		101			104	102
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l		<0.02			<0.02	<0.02
42	ジェオスミン	0.00001	mg/l		0.000002			0.000002	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l		<0.000001			<0.000001	0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l		<0.005			<0.005	<0.005
45	フェノール類	0.005	mg/l		<0.0005			<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/l		1.0			0.9	1.1
47	pH値	5.8以上8.6以下			7.4			7.4	7.4
48	味	異常なし			異常なし			異常なし	異常なし
49	臭気	異常なし			異常なし			異常なし	異常なし
50	色度	5	度		<0.5			<0.5	1
51	濁度	2	度		<0.1			<0.1	0.1

* 基準値は令和6年3月現在のものです。

平成26年度に9.亜硝酸態窒素が水質基準項目に追加されました。

令和2年度に8.六価クロム化合物の基準値が0.05mg/lから0.02mg/lへ変更されました。

	基準値の20%超過、基準値以下
	基準値の10%超過、20%以下
	基準値の10%以下

水質基準項目各年度最大値(過去5年間)

別添5

狛・岩坂配水池系管末給水栓		基準値	単位	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
1	一般細菌	100	集落/ml	0		0		
2	大腸菌			検出しない		検出しない		
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l	<0.0003		<0.0003		
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l	<0.00005		<0.00005		
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001		<0.001		
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001		<0.001		
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001		<0.001		
8	六価クロム化合物	0.02	mg/l	<0.005		<0.005		
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l	<0.004		<0.004		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l	<0.001		<0.001		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l	0.59		0.49		
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l	0.09		0.07		
13	ホウ素及びその化合物	1.0	mg/l	0.02		0.01		
14	四塩化炭素	0.002	mg/l	<0.0002		<0.0002		
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/l	<0.005		<0.005		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l	<0.002		<0.002		
17	ジクロロメタン	0.02	mg/l	<0.001		<0.001		
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001		<0.001		
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001		<0.001		
20	ベンゼン	0.01	mg/l	<0.001		<0.001		
21	塩素酸	0.6	mg/l	0.11		0.12		
22	クロロ酢酸	0.02	mg/l	<0.002		<0.002		
23	クロロホルム	0.06	mg/l	0.027		0.026		
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.006		0.006		
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l	0.002		0.002		
26	臭素酸	0.01	mg/l	<0.001		<0.001		
27	総トリハロメタン	0.1	mg/l	0.038		0.034		
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.014		0.015		
29	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/l	0.009		0.008		
30	ブromoホルム	0.09	mg/l	<0.001		<0.001		
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/l	<0.008		<0.008		
32	亜鉛及びその化合物	1.0	mg/l	0.006		0.007		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l	0.03		0.03		
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l	<0.005		<0.005		
35	銅及びその化合物	1.0	mg/l	<0.005		0.007		
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l	8.5		6.6		
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l	<0.001		<0.001		
38	塩化物イオン	200	mg/l	14		13		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l	50		36		
40	蒸発残留物	500	mg/l	112		107		
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l	<0.02		<0.02		
42	ジェオスミン	0.00001	mg/l	0.000010		0.000003		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l	<0.000001		<0.000001		
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l	<0.005		<0.005		
45	フェノール類	0.005	mg/l	<0.0005		<0.0005		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/l	1.0		1.0		
47	pH値	5.8以上8.6以下		7.4		7.6		
48	味	異常なし		異常なし		異常なし		
49	臭気	異常なし		異常なし		異常なし		
50	色度	5	度	<0.5		<0.5		
51	濁度	2	度	<0.1		<0.1		

* 基準値は令和6年3月現在のものです。

平成26年度に9.亜硝酸態窒素が水質基準項目に追加されました。

令和2年度に8.六価クロム化合物の基準値が0.05mg/lから0.02mg/lへ変更されました。

平成27年度より水質検査(水質基準項目)は行っていません。

	基準値の20%超過、基準値以下
	基準値の10%超過、20%以下
	基準値の10%以下

水質基準項目各年度最大値(過去5年間)

別添6

笠管末給水栓	基準値	単位	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
1 一般細菌	100	集落/ml	0	0	0	0	0
2 大腸菌	検出しない		検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
3 カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4 水銀及びその化合物	0.0005	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5 セレン及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6 鉛及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7 ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8 六価クロム化合物	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
9 亜硝酸態窒素	0.04	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l	0.60	0.66	0.49	0.66	0.57
12 フッ素及びその化合物	0.8	mg/l	0.09	0.09	0.07	0.06	0.09
13 ホウ素及びその化合物	1.0	mg/l	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02
14 四塩化炭素	0.002	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15 1,4-ジオキサン	0.05	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
17 ジクロロメタン	0.02	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
18 テトラクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19 トリクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20 ベンゼン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21 塩素酸	0.6	mg/l	0.11	0.07	0.12	0.08	<0.06
22 クロロ酢酸	0.02	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23 クロロホルム	0.06	mg/l	0.025	0.020	0.024	0.019	0.024
24 ジクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.010	0.010	0.013	0.008	0.006
25 ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
26 臭素酸	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27 総トリハロメタン	0.1	mg/l	0.035	0.029	0.032	0.024	0.030
28 トリクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.013	0.013	0.014	0.013	0.014
29 ブロモジクロロメタン	0.03	mg/l	0.008	0.007	0.008	0.005	0.006
30 ブロモホルム	0.09	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
31 ホルムアルデヒド	0.08	mg/l	<0.008	<0.008	<0.008	<0.001	<0.001
32 亜鉛及びその化合物	1.0	mg/l	0.019	0.020	0.015	0.015	0.015
33 アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l	0.05	0.03	0.03	0.02	0.03
34 鉄及びその化合物	0.3	mg/l	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
35 銅及びその化合物	1.0	mg/l	0.005	0.008	0.007	0.006	0.008
36 ナトリウム及びその化合物	200	mg/l	9	9	7	6	9
37 マンガン及びその化合物	0.05	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
38 塩化物イオン	200	mg/l	14	15	13	14	14
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l	50	53	36	39	49
40 蒸発残留物	500	mg/l	110	105	104	108	102
41 陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42 ジェオスミン	0.00001	mg/l	0.000010	0.000002	0.000003	0.000002	<0.000001
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l	0.000010	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000001
44 非イオン界面活性剤	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45 フェノール類	0.005	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/l	1.0	1.1	1.0	0.9	1.1
47 pH値	5.8以上8.6以下		7.4	7.4	7.6	7.4	7.5
48 味	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49 臭気	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50 色度	5 度		<0.5	<0.5	<0.5	<1.0	<1.0
51 濁度	2 度		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

* 基準値は令和6年3月現在のものです。

平成26年度に9.亜硝酸態窒素が水質基準項目に追加されました。

令和2年度に8.六価クロム化合物の基準値が0.05mg/lから0.02mg/lへ変更されました。

	基準値の20%超過、基準値以下
	基準値の10%超過、20%以下
	基準値の10%以下

水質基準項目各年度最大値(過去5年間)

別添7

小夫管末給水栓	基準値	単位	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
1 一般細菌	100	集落/ml	0	0	0	0	0
2 大腸菌	検出しない		検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
3 カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4 水銀及びその化合物	0.0005	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5 セレン及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6 鉛及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7 ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8 六価クロム化合物	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
9 亜硝酸態窒素	0.04	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l	0.63	0.65	0.50	0.66	0.57
12 フッ素及びその化合物	0.8	mg/l	0.09	0.09	0.07	0.07	0.08
13 ホウ素及びその化合物	1.0	mg/l	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02
14 四塩化炭素	0.002	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15 1,4-ジオキサン	0.05	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
17 ジクロロメタン	0.02	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
18 テトラクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19 トリクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20 ベンゼン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21 塩素酸	0.6	mg/l	0.11	0.07	0.12	0.08	0.06
22 クロロ酢酸	0.02	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23 クロロホルム	0.06	mg/l	0.033	0.028	0.027	0.021	0.031
24 ジクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.006	0.007	0.011	0.005	0.007
25 ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
26 臭素酸	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27 総トリハロメタン	0.1	mg/l	0.044	0.038	0.035	0.026	0.037
28 トリクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.015	0.015	0.015	0.014	0.016
29 ブロモジクロロメタン	0.03	mg/l	0.009	0.008	0.007	0.005	0.006
30 ブロモホルム	0.09	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
31 ホルムアルデヒド	0.08	mg/l	<0.008	<0.008	<0.008	<0.001	<0.001
32 亜鉛及びその化合物	1.0	mg/l	0.039	0.045	0.035	0.030	0.033
33 アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
34 鉄及びその化合物	0.3	mg/l	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
35 銅及びその化合物	1.0	mg/l	0.008	0.009	0.010	0.011	0.012
36 ナトリウム及びその化合物	200	mg/l	9	10	7	6	9
37 マンガン及びその化合物	0.05	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
38 塩化物イオン	200	mg/l	14	15	13	14	13
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l	50	53	36	40	51
40 蒸発残留物	500	mg/l	112	104	105	106	97
41 陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42 ジェオスミン	0.00001	mg/l	0.000010	0.000001	0.000003	0.000002	<0.000001
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000001
44 非イオン界面活性剤	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45 フェノール類	0.005	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/l	1.1	1.1	1.0	0.9	1.1
47 pH値	5.8以上8.6以下		7.4	7.5	7.6	7.5	7.5
48 味	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49 臭気	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50 色度	5 度		<0.5	<0.5	<0.5	<1.0	0.5
51 濁度	2 度		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

* 基準値は令和6年3月現在のものです。

平成26年度から平成28年度の値は、「小夫簡易水道管末給水栓」として検査した結果です。

平成26年度に9.亜硝酸態窒素が水質基準項目に追加されました。

令和2年度に8.六価クロム化合物の基準値が0.05mg/lから0.02mg/lへ変更されました。

	基準値の20%超過、基準値以下
	基準値の10%超過、20%以下
	基準値の10%以下

水質基準項目各年度最大値(過去5年間)

別添8

外鎌山配水池系管末給水栓		基準値	単位	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
1	一般細菌	100	集落/ml	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出しない		検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l	0.64	0.61	0.61	0.62	0.73
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l	0.08	0.09	0.06	0.06	0.09
13	ホウ素及びその化合物	1.0	mg/l	0.01	0.02	0.01	0.01	0.02
14	四塩化炭素	0.002	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
17	ジクロロメタン	0.02	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6	mg/l	0.09	0.06	0.11	0.08	0.06
22	クロロ酢酸	0.02	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06	mg/l	0.020	0.023	0.021	0.012	0.021
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.007	0.008	0.007	0.006	0.006
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001
26	臭素酸	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1	mg/l	0.027	0.031	0.031	0.015	0.027
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.012	0.014	0.010	0.009	0.013
29	プロモジクロロメタン	0.03	mg/l	0.006	0.007	0.008	0.004	0.006
30	プロモホルム	0.09	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/l	<0.008	<0.008	<0.008	<0.001	<0.001
32	亜鉛及びその化合物	1.0	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l	0.03	0.03	0.02	0.02	0.03
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
35	銅及びその化合物	1.0	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l	7	9	6	6	8
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	200	mg/l	14	15	13	13	13
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l	45	50	33	32	46
40	蒸発残留物	500	mg/l	109	108	99	102	110
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオズミン	0.00001	mg/l	<0.00001	0.000002	0.000003	0.000003	0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	0.005	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/l	1.0	1.1	1.0	0.9	1.1
47	pH値	5.8以上8.6以下		7.3	7.5	7.6	7.6	7.6
48	味	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5	度	<0.5	<0.5	<0.5	<1.0	<1.0
51	濁度	2	度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

* 基準値は令和6年3月現在のものです。

平成26年度に9.亜硝酸態窒素が水質基準項目に追加されました。

令和2年度に8.六価クロム化合物の基準値が0.05mg/lから0.02mg/lへ変更されました。

	基準値の20%超過、基準値以下
	基準値の10%超過、20%以下
	基準値の10%以下

水質基準項目各年度最大値(過去5年間)

別添9

高家配水池系管末給水栓		基準値	単位	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
1	一般細菌	100	集落/ml	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出しない		検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l	0.52	0.51	0.48	0.56	0.54
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l	0.07	0.08	0.06	0.05	0.08
13	ホウ素及びその化合物	1.0	mg/l	0.01	0.02	0.01	<0.01	0.01
14	四塩化炭素	0.002	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
17	ジクロロメタン	0.02	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6	mg/l	0.07	<0.06	0.09	<0.06	<0.06
22	クロロ酢酸	0.02	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06	mg/l	0.018	0.021	0.019	0.015	0.020
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.005	0.003	0.006	0.006	0.006
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l	0.002	0.003	0.003	0.002	0.001
26	臭素酸	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1	mg/l	0.026	0.031	0.027	0.019	0.026
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.010	0.011	0.011	0.010	0.011
29	プロモジクロロメタン	0.03	mg/l	0.006	0.008	0.007	0.005	0.006
30	プロモホルム	0.09	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/l	<0.008	<0.008	<0.008	<0.001	<0.001
32	亜鉛及びその化合物	1.0	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l	0.03	0.03	0.02	0.02	0.03
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
35	銅及びその化合物	1.0	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l	7	9	6	6	7
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	200	mg/l	12	13	11	11	11
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l	43	50	33	32	45
40	蒸発残留物	500	mg/l	101	104	93	96	103
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオズミン	0.00001	mg/l	<0.00001	0.000001	0.000003	0.000002	0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	0.005	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/l	0.8	0.8	0.8	0.7	0.8
47	pH値	5.8以上8.6以下		7.6	7.6	7.8	7.7	7.7
48	味	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5	度	<0.5	<0.5	<0.5	<1.0	<1.0
51	濁度	2	度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

* 基準値は令和6年3月現在のものです。

平成26年度に9.亜硝酸態窒素が水質基準項目に追加されました。

令和2年度に8.六価クロム化合物の基準値が0.05mg/lから0.02mg/lへ変更されました。

	基準値の20%超過、基準値以下
	基準値の10%超過、20%以下
	基準値の10%以下

水質基準項目各年度最大値(過去5年間)

別添10

吉隠配水池系管末給水栓		基準値	単位	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
1	一般細菌	100	集落/ml	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出しない		検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l	0.56	0.66	0.48	0.66	0.57
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l	0.09	0.09	0.07	0.07	0.09
13	ホウ素及びその化合物	1.0	mg/l	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01
14	四塩化炭素	0.002	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
17	ジクロロメタン	0.02	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6	mg/l	0.10	0.07	0.12	0.08	<0.06
22	クロロ酢酸	0.02	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002
23	クロロホルム	0.06	mg/l	0.028	0.021	0.030	0.019	0.031
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.009	0.008	0.011	0.006	0.006
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
26	臭素酸	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1	mg/l	0.038	0.030	0.038	0.024	0.038
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.013	0.011	0.013	0.012	0.015
29	プロモジクロロメタン	0.03	mg/l	0.008	0.007	0.007	0.005	0.007
30	プロモホルム	0.09	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/l	<0.008	<0.008	<0.008	<0.001	<0.001
32	亜鉛及びその化合物	1.0	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.008
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l	0.03	0.03	0.03	0.02	0.03
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	0.01
35	銅及びその化合物	1.0	mg/l	0.006	0.008	0.006	0.006	0.014
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l	9	9	7	6	7
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	200	mg/l	13	15	13	14	14
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l	51	53	37	39	40
40	蒸発残留物	500	mg/l	108	104	109	109	100
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオズミン	0.00001	mg/l	0.000010	0.000001	0.000003	0.000002	0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	0.005	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/l	1.0	1.1	1.1	0.9	1.1
47	pH値	5.8以上8.6以下		7.3	7.4	7.5	7.5	7.4
48	味	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5	度	<1.0	<1.0	<0.5	<1.0	1
51	濁度	2	度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

* 基準値は令和6年3月現在のものです。

平成26年度に9.亜硝酸態窒素が水質基準項目に追加されました。

令和2年度に8.六価クロム化合物の基準値が0.05mg/lから0.02mg/lへ変更されました。

	基準値の20%超過、基準値以下
	基準値の10%超過、20%以下
	基準値の10%以下

水質基準項目各年度最大値(過去5年間)

別添11

倉橋配水池系管末給水栓		基準値	単位	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
1	一般細菌	100	集落/ml					
2	大腸菌	検出しない						
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l					
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l					
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l					
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l					
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l					
8	六価クロム化合物	0.02	mg/l					
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l					
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l					
13	ホウ素及びその化合物	1.0	mg/l					
14	四塩化炭素	0.002	mg/l					
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/l					
16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04	mg/l					
17	ジクロロメタン	0.02	mg/l					
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l					
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l					
20	ベンゼン	0.01	mg/l					
21	塩素酸	0.6	mg/l					
22	クロロ酢酸	0.02	mg/l					
23	クロホルム	0.06	mg/l					
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/l					
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l					
26	臭素酸	0.01	mg/l					
27	総トリハロメタン	0.1	mg/l					
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/l					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/l					
30	ブロモホルム	0.09	mg/l					
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/l					
32	亜鉛及びその化合物	1.0	mg/l					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l					
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l					
35	銅及びその化合物	1.0	mg/l					
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l					
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l					
38	塩化物イオン	200	mg/l					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l					
40	蒸発残留物	500	mg/l					
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l					
42	ジェオズミン	0.00001	mg/l					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l					
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l					
45	フェノール類	0.005	mg/l					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/l					
47	pH値	5.8以上8.6以下						
48	味	異常なし						
49	臭気	異常なし						
50	色度	5	度					
51	濁度	2	度					

* 基準値は令和6年3月現在のものです。

平成26年度に9.亜硝酸態窒素が水質基準項目に追加されました。

令和2年度に8.六価クロム化合物の基準値が0.05mg/lから0.02mg/lへ変更されました。

平成27年度より水質検査(水質基準項目)は行っていません。

	基準値の20%超過、基準値以下
	基準値の10%超過、20%以下
	基準値の10%以下

水質基準項目各年度最大値(過去5年間)

別添12

下り尾配水池系管末給水栓		基準値	単位	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
1	一般細菌	100	集落/ml	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出しない		検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l	0.63	0.58	0.60	0.66	0.58
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l	0.08	0.09	0.07	0.07	0.09
13	ホウ素及びその化合物	1.0	mg/l	0.01	0.02	0.01	0.01	0.02
14	四塩化炭素	0.002	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
17	ジクロロメタン	0.02	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6	mg/l	0.11	0.07	0.13	0.09	0.07
22	クロロ酢酸	0.02	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06	mg/l	0.031	0.030	0.024	0.025	0.028
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/l	<0.001	0.006	0.016	0.005	<0.003
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002
26	臭素酸	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1	mg/l	0.039	0.041	0.034	0.030	0.036
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.017	0.015	0.015	0.016	0.016
29	プロモジクロロメタン	0.03	mg/l	0.007	0.009	0.008	0.005	0.008
30	プロモホルム	0.09	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/l	<0.008	<0.008	<0.008	<0.001	<0.001
32	亜鉛及びその化合物	1.0	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l	0.02	0.02	0.02	0.03	0.02
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.02	<0.005
35	銅及びその化合物	1.0	mg/l	<0.005	<0.005	0.007	0.006	<0.005
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l	7	10	6	6	8
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	200	mg/l	13	15	13	13	14
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l	45	55	38	35	46
40	蒸発残留物	500	mg/l	112	113	102	103	108
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオズミン	0.00001	mg/l	<0.00001	0.00001	0.000003	0.000003	0.000001
43	2-メチルインゾルネオール	0.00001	mg/l	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	0.005	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/l	1.0	1.0	1.0	0.9	1.0
47	pH値	5.8以上8.6以下		7.4	7.5	7.8	7.6	7.7
48	味	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5	度	1	4	1	1	<1.0
51	濁度	2	度	0.2	1.7	0.2	0.3	<0.1

* 基準値は令和6年3月現在のものです。

平成26年度に9.亜硝酸態窒素が水質基準項目に追加されました。

令和2年度に8.六価クロム化合物の基準値が0.05mg/lから0.02mg/lへ変更されました。

	基準値の20%超過、基準値以下
	基準値の10%超過、20%以下
	基準値の10%以下

水質基準項目各年度最大値(過去5年間)

別添13

栗原配水池系管末給水栓		基準値	単位	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
1	一般細菌	100	集落/ml	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出しない		検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l	0.64	0.58	0.61	0.67	0.57
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l	0.08	0.09	0.07	0.07	0.09
13	ホウ素及びその化合物	1.0	mg/l	0.01	0.02	0.01	0.01	0.02
14	四塩化炭素	0.002	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
17	ジクロロメタン	0.02	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6	mg/l	0.13	0.08	0.14	0.09	0.08
22	クロロ酢酸	0.02	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06	mg/l	0.036	0.035	0.028	0.024	0.029
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.004	0.006	0.011	0.005	<0.003
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002
26	臭素酸	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1	mg/l	0.045	0.046	0.039	0.029	0.037
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.020	0.018	0.017	0.016	0.018
29	プロモジクロロメタン	0.03	mg/l	0.008	0.009	0.009	0.006	0.008
30	プロモホルム	0.09	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/l	<0.008	<0.008	<0.008	<0.001	<0.001
32	亜鉛及びその化合物	1.0	mg/l	0.008	0.008	0.008	0.007	0.008
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l	<0.005	<0.005	0.01	0.01	0.01
35	銅及びその化合物	1.0	mg/l	0.006	<0.005	0.006	<0.005	<0.005
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l	7	10	6	6	8
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	200	mg/l	13	15	13	13	13
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l	45	56	37	34	45
40	蒸発残留物	500	mg/l	111	113	99	104	106
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオズミン	0.00001	mg/l	<0.00001	0.00001	0.000003	0.000003	0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	0.005	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/l	1.0	1.0	1.0	0.9	1.0
47	pH値	5.8以上8.6以下		7.4	7.5	7.8	7.6	7.8
48	味	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5	度	<0.5	<0.5	<0.5	<1.0	<1.0
51	濁度	2	度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

* 基準値は令和6年3月現在のものです。

平成26年度に9.亜硝酸態窒素が水質基準項目に追加されました。

令和2年度に8.六価クロム化合物の基準値が0.05mg/lから0.02mg/lへ変更されました。

	基準値の20%超過、基準値以下
	基準値の10%超過、20%以下
	基準値の10%以下

水質基準項目各年度最大値(過去5年間)

別添14

上高家配水池系管末給水栓		基準値	単位	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
1	一般細菌	100	集落/ml	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出しない		検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l	0.50	0.52	0.48	0.58	0.49
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l	0.07	0.08	0.06	0.06	0.08
13	ホウ素及びその化合物	1.0	mg/l	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01
14	四塩化炭素	0.002	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
17	ジクロロメタン	0.02	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6	mg/l	0.08	<0.06	0.09	<0.06	<0.06
22	クロロ酢酸	0.02	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06	mg/l	0.023	0.022	0.020	0.020	0.024
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.006	0.005	0.006	0.006	0.005
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002
26	臭素酸	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1	mg/l	0.032	0.034	0.030	0.025	0.031
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.012	0.011	0.012	0.011	0.012
29	プロモジクロロメタン	0.03	mg/l	0.007	0.009	0.008	0.005	0.007
30	プロモホルム	0.09	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/l	<0.008	<0.008	<0.008	<0.001	<0.001
32	亜鉛及びその化合物	1.0	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.006	0.006
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l	0.03	0.03	0.02	0.02	0.03
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	0.01
35	銅及びその化合物	1.0	mg/l	0.007	0.009	0.011	0.007	0.012
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l	7	9	6	6	7
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	200	mg/l	12	13	11	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l	42	49	33	32	44
40	蒸発残留物	500	mg/l	102	98	95	95	104
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオズミン	0.00001	mg/l	<0.00001	0.000001	0.000003	0.000002	0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	0.005	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/l	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
47	pH値	5.8以上8.6以下		7.5	7.6	7.8	7.7	7.7
48	味	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5	度	1.4	<0.5	<0.5	1	<1.0
51	濁度	2	度	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

* 基準値は令和6年3月現在のものです。

平成26年度に9.亜硝酸態窒素が水質基準項目に追加されました。

令和2年度に8.六価クロム化合物の基準値が0.05mg/lから0.02mg/lへ変更されました。

	基準値の20%超過、基準値以下
	基準値の10%超過、20%以下
	基準値の10%以下

水質基準項目各年度最大値(過去5年間)

別添15

音羽第1配水池系管末給水栓		基準値	単位	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
1	一般細菌	100	集落/ml					0
2	大腸菌	検出しない						検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l					<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l					<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l					<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l					<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l					<0.001
8	六価クロム化合物	0.02	mg/l					<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l					<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l					<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l					0.58
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l					0.09
13	ホウ素及びその化合物	1.0	mg/l					0.01
14	四塩化炭素	0.002	mg/l					<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/l					<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04	mg/l					<0.002
17	ジクロロメタン	0.02	mg/l					<0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l					<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l					<0.001
20	ベンゼン	0.01	mg/l					<0.001
21	塩素酸	0.6	mg/l					0.08
22	クロロ酢酸	0.02	mg/l					<0.002
23	クロホルム	0.06	mg/l					0.030
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/l					0.006
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l					0.002
26	臭素酸	0.01	mg/l					<0.001
27	総トリハロメタン	0.1	mg/l					0.038
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/l					0.018
29	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/l					0.008
30	ブロモホルム	0.09	mg/l					<0.001
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/l					<0.001
32	亜鉛及びその化合物	1.0	mg/l					0.057
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l					0.02
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l					0.01
35	銅及びその化合物	1.0	mg/l					0.006
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l					8
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l					<0.001
38	塩化物イオン	200	mg/l					14
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l					46
40	蒸発残留物	500	mg/l					116
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l					<0.02
42	ジェオズミン	0.00001	mg/l					0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l					<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l					<0.005
45	フェノール類	0.005	mg/l					<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/l					1.1
47	pH値	5.8以上8.6以下						7.7
48	味	異常なし						異常なし
49	臭気	異常なし						異常なし
50	色度	5	度					<1.0
51	濁度	2	度					<0.1

* 基準値は令和6年3月現在のものです。

平成26年度に9.亜硝酸態窒素が水質基準項目に追加されました。

令和2年度に8.六価クロム化合物の基準値が0.05mg/lから0.02mg/lへ変更されました。

平成26年度より、音羽第1配水池を運用しています。

	基準値の20%超過、基準値以下
	基準値の10%超過、20%以下
	基準値の10%以下

水質基準項目各年度最大値(過去5年間)

別添16

音羽第2配水池系管末給水栓		基準値	単位	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
1	一般細菌	100	集落/ml	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出しない		検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l	0.63	0.58	0.61	0.63	0.58
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l	0.07	0.09	0.08	0.07	0.09
13	ホウ素及びその化合物	1.0	mg/l	0.01	0.02	0.01	0.01	0.02
14	四塩化炭素	0.002	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
17	ジクロロメタン	0.02	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6	mg/l	0.14	0.10	0.15	0.11	0.09
22	クロロ酢酸	0.02	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06	mg/l	0.036	0.033	0.027	0.029	0.031
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.005	0.007	0.006	0.007	0.007
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002
26	臭素酸	0.01	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1	mg/l	0.044	0.044	0.037	0.034	0.039
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/l	0.020	0.019	0.017	0.017	0.019
29	プロモジクロロメタン	0.03	mg/l	0.007	0.009	0.008	0.006	0.008
30	プロモホルム	0.09	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/l	<0.008	<0.008	<0.008	<0.001	<0.001
32	亜鉛及びその化合物	1.0	mg/l	0.033	0.044	0.041	0.045	0.046
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l	<0.005	0.01	0.01	0.01	0.01
35	銅及びその化合物	1.0	mg/l	<0.005	0.005	0.005	<0.005	<0.005
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l	7	10	7	6	8
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	200	mg/l	14	15	13	13	14
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l	43	55	38	38	45
40	蒸発残留物	500	mg/l	105	111	99	95	108
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオズミン	0.00001	mg/l	<0.00001	0.000001	0.000003	0.000003	0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	0.005	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/l	0.9	1.0	1.1	0.9	1.0
47	pH値	5.8以上8.6以下		7.4	7.6	7.8	7.7	7.7
48	味	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常なし		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5	度	<0.5	<0.5	<0.5	<1.0	<1.0
51	濁度	2	度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

* 基準値は令和6年3月現在のものです。

平成26年度に9.亜硝酸態窒素が水質基準項目に追加されました。

令和2年度に8.六価クロム化合物の基準値が0.05mg/lから0.02mg/lへ変更されました。

平成26年度より、音羽第2配水池を運用しています。

	基準値の20%超過、基準値以下
	基準値の10%超過、20%以下
	基準値の10%以下

桜井市水道事業計画一般平面図

(1:25,000)

